

医療保険における後期高齢者の窓口負担の2割への引き上げを行わないことを求める意見書

平成30年5月23日、財務省の財政制度等審議会は、新たな財政健全化計画に関する建議を取りまとめた。この建議では、医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、「世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、まずは、できる限り速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割に引き上げていくべき。」と示された。

また、同審議会内に設置された財政制度分科会は、上記の引き上げの際、「現在の70歳から74歳までの者について段階的に実施している自己負担割合の2割への引き上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者になっている者についても数年かけて2割負担に引き上げるべき。」との案を示している。

一方、後期高齢者医療制度の導入から10年が経過し、この間、物価の上昇、年金額の引き下げ、医療・介護負担の増大など、後期高齢者を取り巻く環境は深刻化している。加えて、平成29年度から後期高齢者医療制度の保険料に係る軽減特例が縮小・廃止され、低所得者を中心に大きな打撃となっている。

また、厚生労働省の「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によると、被保険者のうち、保険料賦課の対象となる所得額が0円の被保険者は、全国で52.4%、北海道では56.8%と大きな割合を占めている。

よって、国会及び政府においては、高齢者医療を社会全体で支えるという後期高齢者医療制度の目的の下、後期高齢者が必要な医療を受ける機会を確保するため、医療保険における後期高齢者の窓口負担の2割への引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣  
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員